



日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No. 1332 2015年11月8日発行

### 日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

日本共産党議員団の法律相談  
今回は11月19日(木)です。  
午後4時～6時 (要予約)

## ～また上がった介護保険の費用負担～ 8月の変更で 市民への影響は？

### 何が変わったのか

今年の8月1日から所得によって介護保険の費用負担が変わりました。

そこで、平塚市の介護保険を利用している方々にどのような影響が出ているのか、調べた内容をお知らせします。

### この8月から変更になったものは4つあります。

①一定以上の所得がある方は、介護サービスの利用料がこれまで1割だったのが2割負担になりました。

#### 一定以上の所得とは

\* 単身で収入が年金のみの場合は年収280万円以上。2人以上世帯では346万円以上。

\* 年金以外の収入がある場合は、年間所

得額が160万円以上の人。

(ただし、同一世帯で65歳以上の人の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります)

②1世帯の中に、現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が37,200円だったのが、44,400円になりました。

#### 現役世代並み所得とは

\* 市民税の課税所得が145万円以上の人。

(しかし、この水準に該当しても同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその人の収入が383万円に、2人以上いる場合は収入合計額520万円に達しない場合は、申請すれば37,200円となります。)

③食費・部屋代(室料+光熱費)の負担軽減を受けられる人は、世帯全員が非課税であって、かつ預貯金が1人世帯では1000万円未満、配偶者がいる場合は2000万円未満であること。

(配偶者が課税されている場合は、施設に入所して世帯が別れていても対象外となりました)

※これを申請する際は、通帳の写しや現金、有価証券などの額も提出することになりました。

④特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所している場合でも、世帯に課税者がいたら室料相当の額を負担することになりました。

この対象は、③の食費・部屋代の負担軽減を受けていない人となります。これまで多床室の居住費の基準額は1日370円でしたが、今度840円になりました。

#### 上の※についての補足

共産党議員団は、6月議会環境厚生常任委員会で、食費・部屋代の負担軽減を受けるために、こうした個人情報を安易に提出させることについて、市の対応、提出方法、危機管理についてたどりました。

平塚市でこの軽減を受けている人は平成27年2月の段階で、施設利用者のうち60%といます。介護事業所では現在も個人の金銭管理等を個人情報として保護している。それと同様に、その書類を受けたことにより情報が漏えいした場合も、事業所が責任を負うことになると答弁しています。

### 市民への影響 12%の人が2割に！

介護保険課では、8月から費用負担が変わったことにより、平塚市の介護保険認定者のうち、どれだけの人が2割負担となったかをまとめたので、ご報告します。

	総数	2割		1割	
		人数	割合	人数	割合
被保険者数	66,388	13,255	19.97%	53,133	80.03%
認定者数	10,244	1,224	11.95%	9,020	88.05%

厚生労働省では、今回の変更で1割負担から2割負担になる方は、所得上位の20%の方としていますが、平塚市においても、上の表のように65歳以上の被保険者66,388人のうち約20%が2割負担となります。しかし、実際に介護サービスを受けている「認定者数」で見ると、約12%の方が影響を受けていることになります。

## 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額(日額)			
		部屋代	食費		
第1段階	○世帯の全員が市 民税非課税、老齢 福祉年金を受給し ている方。  ○生活保護等を受 給している方。	多床室	0円	300円	
		従来型個室	(特養等)		320円
			(老健・療養等)		490円
		ユニット型準個室	490円		
ユニット型個室	820円				
第2段階	○世帯の全員が市 民税非課税で、合 計所得金額と公的 年金等収入額の合 計が年間80万円以 下の方。	多床室	370円	390円	
		従来型個室	(特養等)		420円
			(老健・療養等)		490円
		ユニット型準個室	490円		
ユニット型個室	820円				
第3段階	○世帯の全員が市 民税非課税で、上 記第2段階以外の 方。	多床室	370円	650円	
		従来型個室	(特養等)		820円
			(老健・療養等)		1310円
		ユニット型準個室	1310円		
ユニット型個室	1310円				
第4段階	○上記以外の方。	負担限度額なし			

●以下の人は、1日の部屋代が2倍以上に。

特別養護老人ホームに入所している方、ショートステイを利用している方で、これまで相部屋を利用しているが、食費・部屋代の負担軽減を受けていない人。

この人の部屋代(多床室)は、いままで370円でしたが、8月から840円になりました。

### これじゃあ、生活が苦しくてやっていけない!

※という第4段階の人で、次のすべてに該当すれば、市に申請すると第3段階の負担軽減(上の表を参照)を受けることができますとしています。何人が該当するか。

\* 2人以上の世帯

\* 世帯の年間収入から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費・部屋代)の見込み額を除いた額が80万円以下になる。

\* 世帯の現金、預貯金等の額が合計450万円以下 など。

## 「介護保険事業状況報告」から見る 変更前(H27年7月)と変更後(今年8月)の利用申請

	合計		そのうち介護老人福祉施設		そのうち介護老人保健施設		そのうちショートステイ									
	H26年7月	H27年8月	H26・7月	H27・8月	H26・7月	H27・8月	H26・7月	H27・8月								
申請件数	1,452	<b>1,296</b>	658	<b>624</b>	266	<b>227</b>	357	<b>308</b>								
	食費	居住費(滞在費)	食費	居住費(滞在費)	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	滞在費	食費	滞在費		
利用者負担1段階	91	93	95	95	32	34	34	34	26	26	25	25	25	25	26	26
認定件数(当該月末現在)	87	87	96	99	29	29	36	39	26	26	25	25	24	24	25	25
利用者負担2段階	884	883	<b>794</b>	<b>794</b>	398	397	384	384	165	165	<b>134</b>	<b>134</b>	215	215	<b>187</b>	<b>187</b>
認定件数(当該月末現在)	872	872	<b>783</b>	<b>781</b>	391	391	381	379	164	164	<b>131</b>	<b>131</b>	214	214	<b>183</b>	<b>183</b>
利用者負担3段階	327	326	<b>306</b>	<b>306</b>	152	151	150	150	64	64	59	59	73	73	69	69
認定件数(当該月末現在)	319	319	<b>302</b>	<b>301</b>	150	150	147	146	62	62	59	59	71	71	68	68

上の数字は、平成26年7月時点と平成27年8月時点の施設サービスの利用申請数を、市の担当課がまとめたものです。施設入所を希望する方が増えている時に、「合計」では前年より156人も利用申請が少ないという結果が表れています。厳しい負担増に、今まで使ってきたサービスが使えなくなった人が出ていることは明らかです。

市の担当課は、この数字がそのまま「制度変更(利用者負担増)による減少と言えるかはわからない」としていますが、利用者負担の2段階の申請の減少の大きさ、さらにここに現れていない3段階以上の方の申請が前年比で約50人も減少していることは、今回の利用者負担増が必要な介護サービスを益々使えない方向に持っていかっていると危惧しています。